

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社が「MedPeer」サイトを中心として提供するサービスは医師より中立性、健全性の観点から信頼される事が基本的な成立要件であります。医師からの信頼を高める上で、運営母体の信用向上は欠かせない要件であるとともに、株主をはじめとして従業員、取引先、債権者、医療業界等の皆様の利益を重視した経営を行うことが当社の使命であると考えております。そのためには、当社事業が持続的な発展を果たすことが不可欠であり、経営の健全性及び透明性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は重要な経営課題であると認識し、積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

【補充原則2 - 4.(1)】

当社は、多様性を尊重し、誰もが活躍できる環境を整備することが重要であると認識しており、年齢、ジェンダー、国籍等を問わない平等な採用、評価、機会の提供に取り組んでおります。一方で、当社の企業規模からすると、社員構成に関する具体的な数値目標を定めることは、事業を推進するにあたり、かえって過度な制約となる懸念があるため、現時点において多様性の確保に関する測定可能な目標は定めておりません。なお、本報告書提出時点の執行役員、管理職、及び連結グループ従業員の女性割合はそれぞれ33%、30%、47%であります。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、現時点において従業員向けに確定給付型企業年金等を提供していませんが、福利厚生の一環として導入及び運用者の採用を検討してまいります。

【補充原則4 - 1.(3)】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現させるために、経営トップの後継者計画の策定が今後の検討課題の一つであると認識しております。今後、取締役会等を通じてグループ全体として適切に計画を立案し、実行していきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、現時点において政策保有株式は保有していません。今後、保有する場合は政策保有株式に関する方針を決定するとともに、その方針や事後検証について開示することを検討してまいります。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との間で取引を行う場合は、社内規程に基づき事前に経営会議または取締役会における決裁を得ることとしております。また、事後的にも、関連当事者取引の一覧表を定期的に取締役会に報告することにより、取引全体を俯瞰してその合理性を確認することとしております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 当社のMission、Vision、Credoをコーポレートサイトに記載しております。

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、上記「 . 1. 基本的な考え方」をご参照ください

() 取締役個人の報酬については、社外取締役2名により構成される任意の指名報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決議された役員報酬規程に基づき、取締役の職責及び業績に応じた金額を支給する体制となっております。詳細につきましては、後述の「 . 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

() 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補の指名については、その決議を行う前に任意の指名報酬委員会に諮問し、十分に議論を行ったうえで決議を行うこととしております。また、当該決議に際して監査役会は事前審議が十分に行われていることについて確認を行っております。

() 取締役の選解任の判断材料となる選任理由、略歴、重要な兼務の状況について株主総会招集通知に記載いたします。

【補充原則4 - 1.(1)】

取締役会は、法令、定款および取締役会規程で定める事項を決定しております。また、取締役会決議や職務権限規程などにより取締役の役割や責任が定められております。

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会で決議された業務執行事項については、業務執行取締役や執行役員が迅速に対処しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は東京証券取引所が定める独立性判断基準に従い、一般株主と利益相反の生じる恐れのない者を独立社外取締役として選任しております。また、選任に際しては、その人物の実績、知見等から当社の取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。

【補充原則4 - 10.(1)】

本報告書「 1.【取締役関係】(任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性)の補足説明」に記載しております。

【補充原則4 - 11.(1)】

当社の取締役会は、独立社外取締役2名を含む計5名の取締役により構成されており、実効性のある議論を行うのに適正な規模であると考えております。取締役の選任については、当社の企業理念を理解し、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を選任し、加えて独立社外取締役については、独立した立場で業務執行の監督を期待できる人物を選任することにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮した取締役会の構成を図る方針です。

なお、当社の取締役として備えるべきと考えるスキル項目と各取締役の有する知識・経験・能力の組み合わせをスキル・マトリクスとして作成・公開しており、取締役会全体としても必要なスキルが適切なバランスで充足しているものと判断しております。

【補充原則4 - 11.(2)】

当社の取締役の兼任状況は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる合理的な範囲にあると考えております。他の上場会社等の役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知や有価証券報告書等において開示しております。

【補充原則4 - 11.(3)】

当社は、取締役会全体としての実効性を高め、会社の持続的な成長と企業価値の向上を図ることを目的とし、本年より、取締役会の実効性評価を行うこととしております。

2021年に実施した評価の概要は以下のとおりです。

1. 評価方法の概要

本年は、実効性評価の導入初年度であることを鑑み、まず事前評価として、各取締役、監査役に対して当社取締役会の実効性向上のために何が必要と考えるかヒアリングを実施し、優先的に対応すべき課題の特定を行いました。ヒアリングに基づき特定された課題に対しては、それぞれ取締役会で対応方針を決定し、改善活動を行ってまいりました。

事前評価における課題の改善状況も踏まえた最終評価を行うことを目的として、2021年11月に、全取締役及び監査役を対象としたアンケート(5段階評価及び自由記述)を実施し、その結果をもとに各項目について取締役会で検証、議論を行い取締役会全体としての実効性の最終評価を決定しております。

【アンケート評価項目】

- 取締役会の構成
- 取締役会の運営
- 役員への支援体制
- モニタリング・リスク評価
- 経営陣の評価
- その他

2. 評価結果の概要

(1) 事前評価の結果とその対応状況の概要

事前評価では、主に社外役員の機能を強化するための支援体制の向上、役員間のコミュニケーションの充実をより図るべきとの意見が多く挙げられました。これらの課題に対してそれぞれ以下のような対応を実施してまいりました。

支援体制の充実

従前より取締役会の開催前に資料を提供し、重要な決議事項については必要に応じて事前説明を行うとともに、すべての決議事項について取締役会で詳細な説明を実施するとともに適切なディスカッションを経たのちに決議を行ってまいりました。一方で、事前評価をうけ取締役会でより深度ある審議を行うことができるようにするために、毎月、社外取締役及び社外監査役に対して事務局より取締役会の付議事項や重要な経営情報について報告、説明を行う場を設けることいたしました。また、社外取締役が事業への理解をより一層深めるために、四半期ごとに実施する全社会議への社外取締役の参加や、社外取締役と執行役員をはじめとした社内メンバーとの1対1での面談を導入する等、各部門の事業環境や課題等について現場の声を直接聞くことができる環境を整えました。

役員間のコミュニケーション

本年より任意の諮問機関として社外取締役2名を構成員とする指名報酬委員会を設置し、取締役の選任や報酬について、事前に社外取締役間で十分に協議できる体制を整えております。また、社外取締役と監査役の間で意見交換も定期的に行うこととし、社外取締役と監査役の連携強化に取り組んでまいりました。

(2) 最終評価結果の概要

アンケートによる評価の結果、事前評価で特定された課題に対しては、事前の検討時間の確保という点について、広範囲な事業・組織規模に照らして更なる充実が望まれるとの意見はあったものの、着実に改善方向には向かっており、取締役会の構成・運営・支援体制などは概ね適切であり、有効に機能しているとの結論に至っております。一方で、今後さらに事業の規模や数が拡大し、組織が複雑化していくことが想定されることから、役員間のコミュニケーションの機会を増やすことや、取締役会での時間配分の見直しを行うなどにより、会社の戦略やリスク管理など将来を見据えた議論の更なる充実を図ることの必要性が確認されました。また、それらを踏まえ、取締役会の在り方や構成、評価手法についても継続的に十分性および有効性を確認していくことが必要との認識を共有しました。

3. 今後の対応

当社取締役会は、上記の分析・評価結果を踏まえ、今後の事業および組織成長を踏まえた取締役会の在り方を継続的に議論し、課題の整理と改善に向けた取り組みを推進することで、引き続き取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14.(2)】

取締役及び監査役はそれぞれの職責を果たすべく、各々、関連法規制や業界動向に関する知識を習得しております。また、取締役及び常勤監査役に対しては、取締役会や経営会議等の議論を通じて、会社の事業・財務・組織に関する説明や業界動向の情報提供などを行っております。さらに、当社は法律や会計・税務などの専門知識を有する社外監査役が在任しており、取締役会等において当該監査役により適宜、法令や関連情報を共有しております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

現在当社は、コーポレート本部をIR担当部署として、取締役CFOが中心となり、積極的に株主、投資家と対話しております。

また、株主・投資家に対しては、決算説明会を半期に一度開催するとともに、外国人株主比率の上昇を受けて海外の投資家訪問も積極的に実施しております。株主・投資家との対話において、把握された意見・懸念等については、経営会議や取締役会において共有されております。

株主・投資家との対話の際には、内部者取引管理規程に基づき、情報の管理を適切に行っており、未公表の重要事実は開示しないよう留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石見 陽	5,191,820	24.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,391,100	6.45
BOZO株式会社	1,250,000	5.79
GOLDMAN SACHS & CO. REG(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1,133,317	5.25
堺 昌彦	900,000	4.17
山中 篤史	601,500	2.79
スギホールディングス株式会社	551,200	2.55
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION - OBERWEIS INT OPP IN STITUTION FD(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	399,300	1.85
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人香港上海銀行東京支店)	372,322	1.73
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	360,000	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

上記大株主の状況における株式数は、2021年9月30日現在のものを記載しております。

アセットマネジメントOne株式会社から2021年2月22日付で変更報告書の提出があり、2021年2月15日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2021年9月30日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次の通りであります。

アセットマネジメントOne株式会社

保有株券等の数:879,600株

株券等保有割合:4.08%

カバウター・マネージメント・エルエルシーから2021年9月7日付で大量保有報告書の提出があり、2021年9月2日現在で当社株式を次のとおり保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2021年9月30日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次の通りであります。

カバウター・マネージメント・エルエルシー

保有株検討の数:1,186,273株

株券等保有割合:5.50%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
川名 正敏	その他													
志村 正之	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川名 正敏			施行規則における独立要件をすべて満たしており、医療業界に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営を客観的および独立的な立場から監督し提言していただくことができることから、当社より就任を要請致しました。 また、当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

志村 正之		施行規則における独立要件をすべて満たしており、大手企業の執行役員経験者として、企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営を客観的および独立的な立場から監督し提言していただくことができることから、当社より就任を要請致しました。 また、当社とは特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
---	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	2	0	0	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	2	0	0	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は任意の機関として独立社外取締役2名を構成員とする指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、必要に応じて随時開催されており、取締役の選定及び報酬に関する事項について諮問を受け、審議を行い、答申をいたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査責任者は、日常的な情報交換を行うとともに、社内的重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。また、監査役、内部監査責任者、会計監査人は定期的に意見交換等を行い、監査上の問題点の有無や課題等について適宜共有しており、相互の連携を強化する事で適性な監査が実施できる体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
末吉 俊一	他の会社の出身者													
葉山 孝	公認会計士													
佐藤 弘康	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
末吉 俊一			事業会社における豊富な業務監査の経験と内部統制に関する幅広い知見を有しており、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから社外監査役に選任すると共に独立役員に指定しております。
葉山 孝			公認会計士として財務会計に関する専門知識と豊富な経験を有していることに加え、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから社外監査役に選任すると共に独立役員に指定しております。
佐藤 弘康			弁護士として高度な専門的知識に基づき監査体制の強化に適任と考え、且つ一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから社外監査役に選任すると共に独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は社内取締役、社外取締役、執行役員及び従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を図るべく、ストックオプションを付与しております。

また、取締役の報酬については、今後の更なる事業拡大に対するコミットメントを醸成するために、業績連動報酬及び譲渡制限付株式を導入しております。これらの報酬は売上高及び営業利益の拡大が業績連動報酬の増加につながるよう設計されており、当社の事業成長と役員報酬が連動することの結果として、より高いコミットメントが醸成されると想定しております。なお、当該制度の導入により、中長期的には業績連動報酬が報酬総額の5割程度となることを想定しています。業績連動報酬の指標、当該指標を選択した理由及び業績連動報酬の額の決定方法の詳細や譲渡制限付株式による株式報酬の概要は本報告書「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上へのインセンティブを高めると共に、優秀な人材を確保するため、ストックオプションを発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は現金報酬及び株式報酬となっており、現金報酬は固定報酬と業績連動報酬から構成されております。また、株式報酬は、譲渡制限付株式の交付であり、それぞれの算定方法とその決定方針は以下のとおりであります。

1. 金銭報酬

取締役の現金報酬に関する株主総会の決議年月日は、2010年12月29日であり、取締役の報酬等の額を年額500百万円以内とすることについて決議しております。

社外取締役以外の取締役については固定報酬と業績連動報酬で構成されており、取締役会で承認された役員報酬規程において役位に応じた固定支給額と、業績連動報酬の決定方法を定めております。

業績連動報酬の指標、決定方法は以下のとおりであります。

<業績連動報酬の指標、当該指標を選択した理由>

業績連動報酬の指標を、連結売上高および連結営業利益としております。事業規模の拡大を図っている当社グループにおいて、連結売上高は重要な指標となると考えております。また、通常の営業活動によって獲得される連結営業利益は取締役が果たすべき業績責任を図るうえで、重要な指標となると判断しております。そのため、より高い事業規模の拡大と収益向上の両面から業績連動報酬を決定するために当該指標を選択しております。

<業績連動報酬額の決定方法>

業績連動報酬の額の決定方法の内容は以下のとおりです。

業績連動報酬の対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号の「業務執行役員」に該当する取締役(業務執行取締役)に限るものとし、社外取締役は対象としない。

当事業年度の業績連動報酬は、業務執行取締役に対し、前事業年度の決算短信(以下、「決算短信」という。)に記載した当事業年度の連結営業利益の通期予想数値から業績連動報酬見込み額を控除した額(以下、「連結営業利益予想」という。)に、役位別に定めた支給乗率を乗じた額を基礎とし、決算短信に記載した連結売上高(以下、「連結売上高予想」という。)並びに連結営業利益予想と当事業年度の有価証券報告書に記載する連結売上高及び連結営業利益(業績連動報酬控除前)に基づき算定する達成率に応じた支給乗率を乗じて算定する。

算定式

算定式: 連結営業利益予想 × 役員別支給乗率 × 業績達成支給乗率

a. 役員別支給乗率代表取締役: 0.20% 役付取締役: 0.15% 取締役: 0.12%

b. 業績達成支給乗率

業績達成支給乗率=連結売上高達成支給乗率 × 50%+連結営業利益達成率 × 50%

・営業連結売上高達成率

達成率90%未満: 乗数0%、達成率90%以上100%未満: 乗数70%、達成率100%以上110%未満: 乗数100%、達成率110%以上120%未満: 乗数130%、120%以上: 乗数150%

・連結営業利益達成率

達成率70%未満: 乗数0%、達成率70%以上100%未満: 乗数70%、達成率100%以上130%未満: 乗数100%、達成率130%以上150%未満: 乗数130%、達成率150%以上: 乗数150%

社外取締役の報酬は経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみとしております。

2. 株式報酬

1. の金銭報酬等の額とは別枠として、2019年12月17日開催の第15回定時株主総会において、社外取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額150百万円以内とすることについて決議しております。

割り当てる株式報酬の支給額や株式数は役員報酬規程に定めに従って決定されており、その内容は相当であると考えております。なお、割り当ての際の条件等の概要は以下のとおりです。

譲渡制限付株式の総数

各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は100,000株を上限とする。ただし、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役(社外取締役を除く。)は、譲渡制限付株式の交付の日から3年以上で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の

設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)

譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役(社外取締役を除く。)が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点において下記の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、譲渡制限期間の開始日が属する事業年度の翌々事業年度に係る当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

<個別報酬額の決定手続き>

取締役の役位に基づき、取締役会で予め決裁された役員報酬規程に記載されている算定方法により金額を算出のうえ、支給することとしております。なお、役員報酬に定められた支給額や算定方法の合理性については毎年見直しを行い、独立社外取締役2名で構成される指名報酬委員会への諮問を経て、更新の要否を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役、社外監査役に対しては、主にコーポレート本部がサポートする体制となっており、毎月の定時取締役会の前に、取締役会に付議する事項や経営会議で審議されている重要な事項などについて説明する場を設けるなど、社外役員がその役割を十分に果たすために有用な経営情報の提供を随時行っております。また、非常勤の社外監査役へは常勤監査役からも随時経営情報の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、うち社外取締役が2名であります。意思決定機関としての透明性、公平性を確保し、当社の業務執行に対する監督機能及び監査機能を明確化するため、社外取締役2名を選任しております。また社外監査役3名も取締役会に出席しており、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制の強化に努めております。

取締役会では法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、定時取締役会は原則として、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、前事業年度における取締役会への取締役及び監査役の出席率は100%であります。

経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役、および取締役社長が指名する者で構成しており、原則として毎週1回定期的に開催しております。経営会議では、業務執行の方針、予算等の審議を行うとともに、全社又は各部署の重要課題、取締役会上程前の議案を審議しております。経営における情報、判断、決定、実行の共有化を図るとともに、経営の迅速性を図っております。

○指名報酬委員会

当社は任意の機関として独立社外取締役2名を構成員とする指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、必要に応じて随時開催されており、役員を選定及び報酬に関する事項について取締役会での審議前に諮問を受け、審議を行い、答申をいたします。

監査役及び監査役会

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名が常勤監査役であります。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、1回の定時監査役会を開催し情報の共有を図るとともに、取締役会の意思決定の適法性について意見交換する等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、常勤監査役は、経営会議にも出席しており、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。

なお、常勤監査役の末吉俊一は、監査部長経験者として、業務監査に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、米国公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。また、社外監査役の葉山孝は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。さらに、社外監査役の佐藤弘康は、弁護士として培われた高度な人格と専門的な法律知識を有しております。

○内部監査

当社は、小規模組織である事に鑑み、内部監査を専門とする部署を設置していませんが、代表取締役の指名した内部監査責任者の指揮のもと、全部門を対象に会計監査と業務監査を計画的に実施しております。なお、内部監査責任者が所属している部門の内部監査については、代表取締役が別部門から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。監査結果は、実施した都度、代表取締役へ報告を行っております。内部監査責任者と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席する事によって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役、内部監査責任者と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。

会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する伊藤裕之及び萬政広であります。継続監査年数については、全員7年以内であります。また当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等2名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営の機動性や透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的にコーポレート・ガバナンス強化を重要な経営課題であると認識し、適正な業務執行及び監査への対応ができる体制の構築を図るために、社外取締役の選任と監査役会の設置による業務執行の監督・監査に重点を置いた、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。また、モニタリング・ボード型のコーポレート・ガバナンスへの移行を志向し、取締

役会の1/3以上の社外取締役の選任、社外取締役が構成員の過半数を占める指名報酬委員会の設置などの取締役会の監督機能を強化する施策を実施しております

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加頂けるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組みます。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンまたはスマートフォンからインターネットを利用した議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しており、これにより機関投資家が議案の検討を行うために十分な時間の確保を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外の株主の皆様が十分に議案の検討を頂けるよう、英文での狭義の招集通知の提供を行っております。
その他	当社は、早期の情報提供を図るため、招集通知の発送に先駆け、当社のウェブサイト及び株式会社東京証券取引所のウェブサイトに公表しております。2021年9月期においては、2021年11月24日に公表いたしました。 また、2020年9月期の定時株主総会より継続して、より多くの株主の皆様にご参加いただけるようライブ配信を実施するとともに、インターネットによる事前質問の受付を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内のIRページにおいて、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、個人投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりませんが、海外投資家向けIRイベントへの参加等を検討いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、随時掲載しております。 また、英文サイトにも掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主様、お客様、従業員等のステークホルダーに対して、適時適切に情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。そのため、コーポレートサイト等を利用し、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行ってまいります。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社のサステナビリティに関する基本方針は、当社ホームページのIRサイトにおいて2021年8月12日付で公表している「FY2023 売上高150億円達成に向けた進捗とグループ中長期展望」の中で開示しております。

当社グループが事業を展開している「ヘルスケア領域」は、それ自体が社会課題を解決するものであり、自社事業に邁進することで、ヘルスケア領域における社会的課題の解決に寄与するものと認識しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は組織が小規模かつ簡素で、きわめて簡潔な業務執行体制を敷いています。内部統制においては、この主たる業務執行体制の運用の徹底に主眼を置いています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、「Mission」「Vision」「Credo」及び規程に基づき、代表取締役社長がその精神を継続的に取締役、執行役員及び使用人に伝達することにより法令・定款及び社会規範を順守してまいります。
2. 取締役会は、コンプライアンスに関する規程を制定し、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに取り組むための体制を整備してまいります。
3. 代表取締役社長は、「リスクマネジメント規程」に基づきコンプライアンスに取り組むための全社横断組織としてリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理体制の整備及び問題点の把握に努めてまいります。
4. 取締役会は、コーポレート本部担当取締役、監査役及び外部の法律事務所を通報窓口とする「ヘルプライン規程」を制定し、不正行為等の防止及び早期発見に努めてまいります。
5. 監査役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正普遍的な立場から、取締役の職務執行を監査してまいります。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実又は適法性を欠くおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる体制を構築してまいります。
6. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき各部署におけるコンプライアンスの状況を監査し、監査結果を定期的に代表取締役社長及び監査役に報告してまいります。
7. 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づきいかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知してまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書取扱規程」に従い、適切に記録し、保存するとともに、必要な関係者が閲覧できる体制といたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理については、リスクの種類毎の担当部署にて、規程の見直し、マニュアルの作成、研修等を行ない、リスクの早期発見と防止に努めることを原則とし、組織横断的リスク状況の管理は、リスクマネジメント委員会が各担当部署との情報共有及び定期的な会合等を通じて行なうものとなります。
2. 情報セキュリティ管理規程、個人情報取扱規程に基づき、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うものとなります。
3. 万一不測の事態が発生した場合には、リスクマネジメント委員会が中心となって、全社的な対応を行うものとなります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

1. 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。また、中期経営計画及び年次計画を策定し、各取締役の職務の執行について効率性を確保いたします。
2. 取締役は、当該計画達成のために、責任の明確化を目的として制定された「職務権限規程」に基づき、自らが管掌する部門において具体的計画及び効率的な達成方法を定めるものとなります。
3. 取締役は、取締役会、経営会議等において、前号に関する進捗状況を報告するものとなります。

(5) 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 当社は、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を設置することといたします。
2. 前号に基づき、監査役より監査業務に必要な命令を受けた者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとなります。
3. 上記1号に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令にのみ服するものとし、その人事及び給与等の待遇を決定ないし変更するに際しては、監査役との事前協議を要するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制 ｲ) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席して出席者に説明等を求めることができるとともに、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人に報告を求めることができるものとなります。
2. 取締役、執行役員または使用人は、前号の監査役の求めに応じて、業務執行の状況、内部監査の実施及び通報状況、その通報の内容等を報告する体制を整備いたします。
3. 取締役は、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちにその内容を監査役に報告いたします。ロ) 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制 企業集団全体で内部統制の徹底を図るための体制を整備しております。

(8) 前項に基づいて、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社は、ヘルプライン規程を設けて、受理された内部通報のうち必要なものは速やかに調査いたします。当該制度においては、内部通報の受付窓口はコーポレート本部担当取締役、監査役及び外部の法律事務所に設置されており、通報者が適切に通報先を選択することにより、通報者が特定されないよう整備されております。
2. 当社は、内部通報をした者等、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に人事その他の処遇においていかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役、執行役員及び使用人に周知徹底いたします。

(9) 会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に對して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用の前払い又は償還等を請求するときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、これを拒むことができないこととし、速やかに当該費用又は債務を処理するものとなります。

(10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

1. 監査役と代表取締役社長、内部監査責任者、会計監査人との間の定期的な意見交換会を設定するなど、相互の連携を図ることといたします。
2. 監査役が経営会議などの重要会議に出席し、または稟議書等の重要文書の閲覧を通じて意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保することといたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与もおこなわず、反社会的勢力との係わりを一切もたないようにすることを徹底しております。

また、警察や弁護士等、外部機関と連携し情報の収集・管理を行い、社長自身が「反社会的勢力に対する方針」の遵守を率先しておこない、会社の役職員全員が「反社会的勢力に対する方針」を理解し、反社会的勢力に毅然とした対応が出来るよう、随時社内教育を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

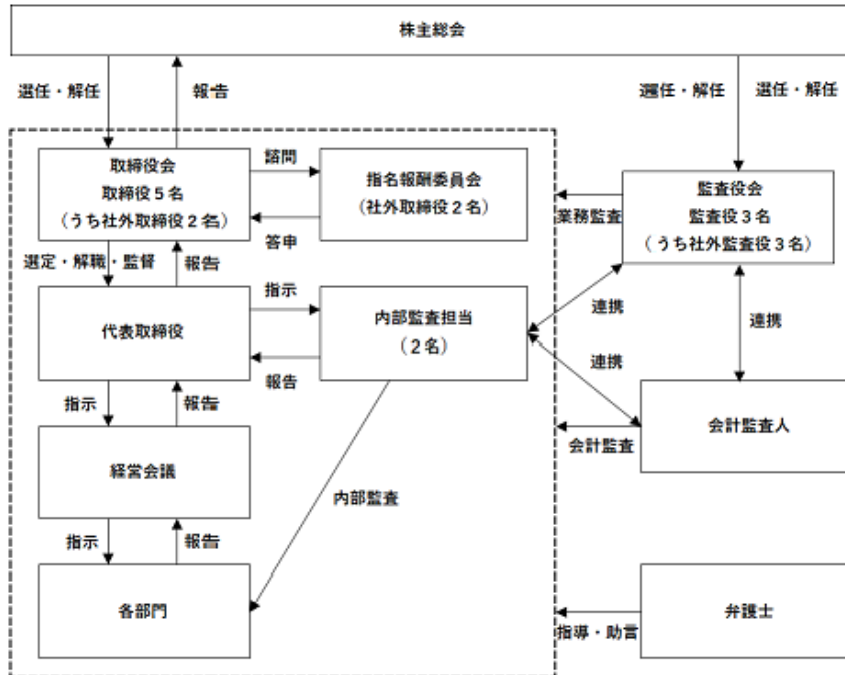
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

